

静岡文化芸術大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則第56条の規定に基づき、研究生に関し、必要な事項を定める。

(入学許可)

第2条 研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、該当する教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) その他学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があるものと認めた者

(入学の時期)

第4条 研究生は、学年又は学期初めに入学を許可する。

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び学業成績
- (4) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 入学を許可された者は、所定の期日までに研究生入学料、研究料を納入しなければならない。

2 演習、実習等に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員の指導を受け、研究に従事するものとする

2 当該学部長は、当該学部教授会の議を経て、研究生の指導教員を決定する。

(学生証の交付及び返還)

第8条 研究生入学料、研究料を納入した者には、学生証を交付する。

2 研究生は、研究期間が終了して学籍を失うときは、学生証を速やかに返還しなければならない。

(研究期間)

第9条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、引き続いて研究しようとする者は、当該教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(許可の取消)

第10条 研究生として不相当と認められたときは、学長は、当該教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第11条 静岡文化芸術大学学則中、学生に関する規定は、研究生に準用する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。